

前橋家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成17年2月22日(火)午後1時30分～3時30分
- 2 開催場所 前橋家庭裁判所大会議室
- 3 出席者(五十音順)

(委員)

小林正一委員, 櫻井良一委員, 関根正喜委員, 田崎美津江委員, 中村喜美郎委員, 光野純子委員, 山崎健二委員, 山田謙治委員, 横島庄治委員

(以上9人)

(青木公夫委員, 家坂清子委員, 五十嵐甫委員, 武藤洋一委員及び安澤礼子委員は欠席)

4 意見交換

テーマ「地域住民に身近で利用しやすい前橋家庭裁判所を目指して」に関し、これまで各委員から出された意見及び要望事項に対して裁判所から説明をした。

(1) 裁判所へのアクセス

意見1 家庭裁判所の封筒に案内図を表示したらどうか。

説明 当事者の心情を考慮すると封筒に案内図を表示することは相当ではなく、代替策として、案内図入りの呼出状を使用したり、案内図を同封して利便を図っている。

意見2 裁判所の敷居は高い。当事者対応等については、職員の意識改革が必要である。

説明 様々な機会に職員の意識改革を図っている。

なお、裁判所には公平中立な立場が求められており、そのため当事者対応において一定の制約があるが、親切心が足りないと指摘されることのないように十分指導していきたい。

- 意見 裁判所で使用していることばが、一般の人には分かりづらい。その辺が横柄等の感じを与える要素になっていると思う。

(2) 裁判所からの情報発信

意見 1 裁判所の敷居の低さについて、利用しやすい制度等がある旨大いにアピールすべきである。

意見 2 家庭裁判所を知ってもらうために、各種研修会等に講師を派遣するなど積極的な広報活動をしたらどうか。例えば、新任民生児童委員の研修、一般の家庭教育学級、公民館活動に出て行き、家裁調査官等が少年非行の実態や夫婦関係調整等の事例を紹介することが、事件の予防につながり、興味を持って聞いてもらえるのではないか。

意見 3 裁判官や裁判所職員は、補導委託先の方と会ってほしい。また、障害者等の各種団体と交流するようなかかわりを持って家庭裁判所をアピールしたらどうか。

説明 委員会において御説明したように、これまでも各種の研修会等に講師を派遣してきたが、今後とも可能な限り、様々な機会を通じて家庭裁判所の役割を認識していただけるように努めたい。

意見 4 パンフレットを利用する広報活動より、マスコミに取り上げてもらえるような広報活動を考えたらどうか。

説明 報道機関や各市町村に対し、各種行事や広報テーマ等を取り上げていただくようお願いしてきたところであるが、今後とも依頼の方法や掲載内容を工夫しながらお願いしていきたい。

- 意見 NHK等のマスコミに働き掛けをして、連続ドラマなどで法律問題を取り上げてもらう等全国的な規模で実施する方法が効果的と考える。裁判員制度を国民の間に浸透させるためには、国を挙げての大規模な広報活動をしないと5年以内の実現は難しいと思う。

- 意見 情報公開について、ただ単にたくさんの情報を流すのではなく、求め

られている情報を求めている人にタイムリーに出せるシャープなセンスを持って対応してほしい。

- 意見 困っている人たちに，裁判所ではこのように機能しているということを広報活動してほしい。

意見 5 人訴移管や参与員制度についてのピーアールが足りないのではないか。

説明 人訴移管については各市町村にピーアールを依頼した結果，幾つかの広報誌には掲載していただいた。また，参与員の候補者については，多方面の分野から御推薦をいただいた。

意見 6 司法改革の一環として実施される裁判員制度について，政府国家が一体となって国民の理解を得なければならない。裁判所として今までの待ち受ける対応ではなく，積極的に国民の中に入って広報活動をしなければならないと考える。

説明 ポスター，リーフレット，「司法の窓」（裁判員制度特集号）の掲示や配布について依頼を行った。また，この度，法曹三者による裁判所制度広報推進協議会が設置されたことに伴い，今後は法曹三者が一体となって全国的に広報活動に取り組んでいく予定である。

- 意見 裁判員制度の広報活動について，ただ始まるというだけでは記事にしてもらえないようである。先ほど出された意見のように，ドラマ仕立てにするなど変わったスタンスでやらないと，マスコミは取り上げてくれないのかと思う。
- 意見 市民参加の裁判員制度の魅力について，マスコミが広報してくれるような働きかけをすべきである。
- 意見 裁判制度については，公民館活動等に積極的に参加をして，きめ細かい広報活動が必要と思う。

意見 7 一般の者の目線に立ち，特定の情報を必要とする人にその情報を提

供するというようなポイントポイントに応じた効果的な情報を提供することが望ましい。現在行っている「テレホン・FAXサービス」等についてみても、伝えたいところに伝わっていないのではないかというもどかしさを感じる。

説明 社会福祉協議会，保険福祉事務所など活用していただけると思われる機関に備え置きをお願いした。これらの場所以外に活用先としてふさわしい所があれば適宜御教示いただきたい。

- 意見 商工会議所等にも備え付けておくと，会議等で集まった大勢の人が持ち帰ってくれて浸透していくと思う。今までと違ったジャンルの場所に配布するのもよいと考える。

(3) 地域との結びつき

意見1 「中学校と家庭裁判所との連絡会」等の協議結果等について，関係諸団体にも情報提供をしていただけるように検討してほしい。

説明 このような要望が委員会から出されたことについて，協議会においてお伝えする。

意見2 見学者の受入れの態勢について，見学者を待っているのではなくて，勧誘するような形での広報活動を考えるべきではないか。

意見3 小中学生等の裁判所見学にしても，待ち受けるだけでなく，各地区の教育委員会を通じて，授業の一環として組み入れてもらうような連携をとったらどうか。小中学生のうちから意識付けるように，見学等呼び入れたらどうか。

説明 見学者の受け入れについては，教育委員会にも働き掛けていきたい。また，非公開の手続を扱うことを原則とした家裁においては，見学の受け入れや行事の実施に当たり，裁判所を利用する当事者のプライバシーへの配慮や施設上の制約もあって，受け入れには限界を伴うが，地裁との連携を図りながら可能な限り受け入れていきたい。

意見 4 裁判所の広報活動等を見ていると、地裁は地裁、家裁は家裁と分けていて効率が悪い。外部の人間から見ると地裁とか、家裁とか関係なく裁判所は一つと見えるのであるから、裁判所の全体像を県民にアピールすべきと思う。地家裁委員会も合同で開催してもよいと思う。

説明 前橋家裁では、多くの広報活動を前橋地裁と連携して実施している。なお、地家裁委員会の合同開催については、家裁委員会委員の意見を集約した上で、地裁委員会へ検討をお願いするという手順を踏む必要があると思われる。

意見 5 本来の仕事の片手間にやる広報活動ではなく、広報担当や企画担当のような専門のスタッフ組織を作って考えていかない限り、現状を打破するような改革は難しいのではないか。

意見 6 裁判所は事件処理が本来業務であり、広報はできる範囲でというプラスアルファ的な扱いに見える。裁判所自身の意識改革が必要と思われる。

説明 広報活動については、総務課を中心にして全庁的に取り組んでいるところであり、機能としては十分に果たしていると考えている。専門のスタッフ組織を作ることは二重の組織となり兼ねず、また、限られた陣容では御意見のような専門組織を作るのは困難である。

○ 意見 地家裁所長が合同で、記者を相手に世間話的な会見を行ったらよいと思う。マスメディアを利用する裁判所の広報としては有効なものになると考える。

意見 7 少年審判期日簿を、マスコミ等に公開できないか。

説明 少年法 61 条の趣旨を踏まえると、期日簿を公開することは難しい。しかし、報道機関からの照会に対しては、今後ともできるだけ協力していきたい。

意見 8 児童虐待の被害児童を出さないために、事前の予防という観点から
家庭裁判所から児童相談所に対して積極的な指導はできないか。

説明 裁判所から積極的に指導することは組織の立場上難しいが、児童相談
所とは協議会等を開催して、互いに情報交換を行っており、また、必要
な手続の相談にも応じている。

以 上